

# 地域限定型 規制のサンドボックス制度 ～自動車の自動運転や無人航空機(ドローン)等の迅速・円滑な実証実験～ (国家戦略特別区域法第25条の2から6 令和2年9月1日施行)

## 特例措置前

○自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの実証実験を行うには、関係省庁等の許可等を個別に受ける必要がある。先進的になればなるほど、実証実験までに関係者との相当の調整が必要となる。

## ニーズ

○自動車の自動運転、無人航空機(ドローン)、これらに関連する電波利用などの実証実験に関して、手続きのワンストップ化などにより迅速・円滑に実現できるようにすることが求められていた。

## 特例措置

○国・自治体・事業者の三者が一体となって、代替的な安全確保措置等も含めた実験内容の「区域計画」を作成し、認定を受ける。

○一括して各法の許可等があったものとみなすことなどとする。

- ・自動運転(道路運送車両法・道路交通法の特例)  
保安基準の一部を適用しないものとする・道路使用許可があったものとみなす
- ・無人航空機(ドローン)に係る特例(航空法の特例)  
飛行空域の許可・飛行方法の承認があったものとみなす
- ・電波利用に係る特例(電波法の特例)  
実験等無線局として無線局の免許を速やかに与える

## 効果

○手続きの一体化、柔軟化

○地域理解の促進

安全を確保しつつ、より迅速・円滑に先端的な実証を実施